

大切な家族の命は守れます！

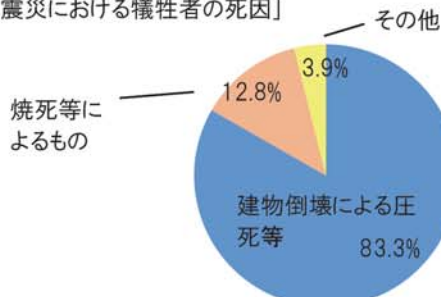
～あなたは大丈夫？「これだけはやっておきたい地震対策」～

建物の耐震化

阪神・淡路大震災では、6,000人以上の貴い命が失われましたが、その約8割が建物の倒壊等によるものでした。

昭和56年に新耐震基準が適用されましたが、倒壊した建物の多くは昭和56年以前に建築されたものでした。大切な家族の命を守るため、建物の耐震化をしましょう。

〔阪神・淡路大震災における犠牲者の死因〕



* 出典：兵庫県監察医「神戸市内における検視統計」

家具の転倒防止

過去の大規模な地震で負傷者の4割以上が家具の転倒によるものでした。予想される地震においても固定していない家具が凶器になる可能性があります。あなたの家では、家具の固定は終わっていますか。



あなたに代わって家具を固定します

高齢者や障がい者の世帯などで、たんすなどの家具を固定する器具の取り付けが自力では困難な世帯を対象に家具転倒防止事業を実施しています。

○注意事項

- ・ 固定器具の代金は申請者の負担
- ・ 5品までの取付費用を市が負担し、それを超える部分については申請者負担

問合せ：危機管理課（電話 983-2650）

水・食料・生活用品の備蓄

飲料水は、大人1人1日3ℓを目安に準備しましょう。飲料水・食料は、7日間分をローリングストック法を活用しながら備蓄しましょう。



1人分食料 7日分

- * トイレ用品は必ず備蓄。
- * 生活用品は、各家庭にあった備蓄。
- * 備蓄のうち、必要最小限のものを非常持出品としてまとめ、すぐに取り出せるところに保管しましょう。

【ローリングストック法】

普段、家で食べている缶詰・ラーメン・ドライフードなど消費期限が6ヶ月以上の食品を多めに買い、食べたらいし足り備蓄します。いつも食べているものを災害時にも食べることができます。



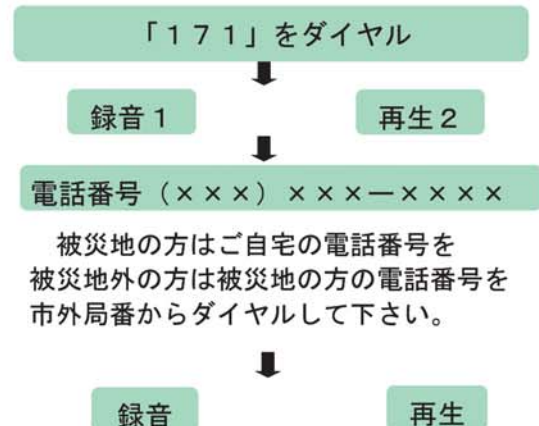
家族間の連絡方法・集合場所は決まっていますか？

家族がいつも一緒にいるとは限りません。家族が、ばらばらの時に地震が発生した場合の連絡方法や連絡がとれなかった時の集合場所も決めておきましょう。

災害伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web 171」等を利用しましょう。

【災害伝言ダイヤル171】

公衆電話、固定電話、携帯電話などから利用できます。



「みしまるホッとメール」

登録をして、災害時に情報をキャッチしよう！

登録方法

①空メールの送信

メールの送信方法 その1

メールの宛先に下記のメールアドレスを入力し、本文は何も入力せずメールを送信します。

メールアドレス t-mishima@sg-m.jp

メールの送信方法 その2

QRコードを携帯電話で読み取り、表示されたページ内の「メールを送信する」をクリックし、本文は何も入力せずメールを送信します。



▲QRコード

配信する主な情報

- 危機管理情報
 - ・警報等の気象情報や土砂災害情報
 - ・地震情報
 - ・避難勧告
 - ・道路、公共交通機関情報等の情報
- Jアラート情報（国民保護情報等）
- 同報無線放送内容
- 防犯情報
- 交通情報
- 地域情報
- イベント・お出かけ情報
- 子育て情報
- シルバーライフ情報
- 健康情報
- 行政情報等

②仮登録メールの受信

空メール送信後、「仮登録完了のお知らせ」メールが送信されます。受信したメールを開き、本文中のURLをクリックし、利用者登録ページへ進みます。

仮登録完了のお知らせ
ご利用ありがとうございます。
仮登録が完了致しました。
下記URLにアクセスして、詳細情報をご登録下さい。
本登録はこちらからお願いします。
<http://service.sugumail.com/mishima/m/u/n/943632xxxxxxab>
尚、本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

アクセス

③利用者登録

利用規約に同意のうえ、「メール配信に同意する」をクリックします。

登録には同意が必要になります。

★利用者登録★

・メール配信サービスの申込みを行います。利用規約に同意の上、下記のメール配信に同意するリンクをクリックしてください。

■利用規約を確認する

メール配信に同意する

メール配信に同意しない

④ジャンル選択

配信を希望する情報にチェックを入れます。チェックが済んだら、最下段まで進み「次の画面に進む」をクリックします。

受け取りたい情報を選択して下さい。

* 複数選択できます。

* 分類を選択すると下位のジャンルを全て選んだ事となります。

★ジャンル選択★

ジャンルを選択してください。分類を選択すると、下位のジャンルを全て選んだ事となります。※は入力必須項目となります。

- ジャンル※
- Jアラート情報
 - 危機管理情報
 - 避難勧告等の情報
 - 災害情報
 - 河川水位情報
 - 通行止め道路情報
 - 同報無線放送内容



※登録料は無料ですが、メールの送受信や利用登録、変更、解除の際の通信料は利用者の負担となります。

⑤利用者情報確認

配信を希望する情報を確認し、最下段の「入力内容を登録する」をクリックします。

クリック

★利用者情報確認★

入力内容を確認して、「入力内容を登録する」を押してください。

■ジャンル
危機管理情報
避難勧告等の情報

入力内容を登録する

* その後、本登録完了のメールを受信できれば登録完了です。

情報をお届けします！

三島市ホームページ

三島市ホームページ

検索

facebook

三島市危機管理情報フェイスブック

検索

twitter

三島市危機管理情報ツイッター

検索

みしまあるく
(スマホ用アプリ)

「まち歩きマップ」→「安心安全 緊急・災害」カテゴリーにて市内の避難所、救護所等が地図に表示されます。



みしまあるく
QRコード

「三島市防災ラジオ」

三島市では、災害時等の情報伝達手段の一つとして、同報無線（声の広報）の放送を受信できる「防災ラジオ」を販売しています。

1台 1,000円

【防災ラジオの特長】

- ① AM・FM・同報無線が受信可能です。
- ② 同報無線の自動受信、ラジオ放送からの自動切り替えができます。
- ③ 電源は単三乾電池3本、家庭用AC電源（100V）どちらでも可能です。
- ④ LEDライト付きです。

【購入に関する注意点】

- ① 販売は市内在住者及び事業所限定で、1世帯または1事業所1台限り。
- ② 以下のような場所では同報無線が受信しにくい場合があります。
 - ・総合防災センターから遠い市域南部・北部・坂地区
 - ・総合防災センターの方向が、山や建物でさえぎられている場所
 - ・コンクリート製の建物内部、気密性の高い住宅の中



横幅200mm×奥行95mm×高さ87mm

「同報無線テレフォンサービス」

同報無線（声の広報）で放送した内容を電話で確認できます。

電話番号

フリーダイヤル 0120-212184（通話料無料）

フリーダイヤルが利用できない場合 055-975-2121（通話料有料）

放送内容

- ・過去24時間以内の放送内容を確認できます。
- ・定時放送（正午・16時30分のチャイム及び子どもの見守り放送）は録音されません。混雑時は通話中となる場合がありますので、再度お掛け直してください。

自主防災組織に参加しましょう！！

大災害が発生したとき、市や警察などの行政機関の対応には限界があります。そんなときに力を発揮するのが「自主防災組織」です。「自らの地域は皆で守る」という心がまえで、積極的に自主防災組織の活動に参加し、災害に強いまちをつくりましょう。

東日本大震災でも防災訓練に参加していた人が助かった事例が報告されています。

平常時の活動 ○防災訓練の実施 ○防災資機材の整備
○地域で助ける高齢者等宅の確認 ○防災知識の普及

災害時の活動 ○初期消火 ○避難誘導 ○救出・救助
○本部設置 ○情報の収集・伝達 ○避難所の管理・運営

防災訓練・研修を 開催しませんか！

市では、自主防災組織や各種団体などが行う防災訓練・研修に講師を派遣しています。

- 出前講座
(地震被害想定・自主防災組織の活動・地震発生時の行動・東日本大震災の教訓 など)
- 地震体験車(起震車)体験
- 災害図上訓練(DIG)
- 避難所運営ゲーム(HUG)
- スモークハウス体験
- AED講習会
- クロスロード

知って得する！「三島市の地震対策補助制度」

平成28年4月1日現在の補助制度です。

補助制度の内容は変更することがありますので、詳細については各担当課へお問い合わせください。

わが家の専門家診断事業（無料耐震診断）

無料で専門家を派遣し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断などを行います。電話・窓口・電子申請での受付が可能です。

既存建築物耐震診断事業

すべての建築物の「耐震精密診断」または木造住宅の「耐震補強計画作成」を建築士などの専門家に依頼する場合に要する経費の一部を補助します。

○対象建物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物

○対象経費 耐震診断などに要する経費と市の基準額とを比較して少ない額

○補助率 2／3以内

（木造住宅においては補助対象経費内）

○補助限度額 200万円／棟

木造住宅補強計画策定事業

高齢者等世帯を対象に無料で専門家を派遣し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断及び補強計画の策定を行います。

木造住宅耐震補強助成事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震補強工事に要する経費の一部を補助します。

○対象建物 耐震診断の耐震評点が1.0未満の建物を補強計画に基づき1.0以上に補強する建物（ただし耐震評点が0.3以上向上する耐震補強工事に限る）

○対象経費 耐震補強工事に係る経費

○補助限度額 50万円

（高齢者等世帯は70万円）

しずおか住宅ローン優遇制度

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果1.0未満の住宅を建て替える場合など、低利融資制度を利用できます。詳細は、取り扱い金融機関またはしずおか住宅ローン優遇制度のホームページへ。



ブロック塀等耐震改修促進事業

地震で倒壊の危険性があるブロック塀などを撤去または改善する費用の一部を補助します。

○対象経費

【撤去】撤去費用と撤去するブロック塀の延長に1m当たり9,000円をかけた額を比較して少ない額

【改善（一部地域のみ）】改善費用と改善するブロック塀の延長に1m当たり38,400円をかけた額を比較して少ない額

○補助率 1／2以内

○補助限度額（1敷地）

撤去…18万円 改善…25万円

耐震シェルター整備事業

地震発生時における住宅の倒壊などによる人的被害の軽減を図るため、居住する木造住宅に耐震シェルターを設置する場合、その費用の一部を助成します。

○補助対象者 高齢者などが居住する住宅の1階部分に新たに耐震シェルターを設置する人

○対象建物 お問合せください

○対象経費 耐震シェルターの設置に要する経費

○補助額 対象経費の1／2以内で
上限12万5千円

がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊など（土石流・地すべりを含む）により生命に危険をおよぼすおそれのある区域で、危険住宅の移転に伴い建物を除却する場合、経費の一部を補助します。

○対象経費 危険住宅の除却などに要する経費

○補助限度額 1戸当たり80万2千円

耐震補強等の補助制度の詳細については
建築住宅課（電話 983-2644）

生け垣づくり用苗木の配布

生け垣は、地震の際にブロック塀のような倒壊の危険もなく、街に彩りと潤いを与え、空気をきれいにするほか、騒音も和らげます。安全かつ良好な生活環境の確保を図り緑豊かな街づくりを推進するため、生け垣づくり用の苗木（13種類）を条件付きで無償配布をしています。

○申請期間 各配布月の前月末まで

○配布時期 6月・10月・3月

問合せ：水と緑の課（電話 983-2643）